

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【公表番号】特表2013-514428(P2013-514428A)

【公表日】平成25年4月25日(2013.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2013-020

【出願番号】特願2012-544457(P2012-544457)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 K	5/20	(2006.01)
C 08 K	5/549	(2006.01)
C 08 K	5/44	(2006.01)
C 08 K	3/06	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
B 60 C	11/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 L	7/00	
C 08 K	3/36	
C 08 K	5/20	
C 08 K	5/549	
C 08 K	5/44	
C 08 K	3/06	
B 60 C	1/00	A
B 60 C	11/00	F
B 60 C	11/00	B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年4月2日(2014.4.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

特定の実施形態はまた、比較的薄いトレッド、例えば、トレッドグループの底からトレッド表面の頂部まで測定して10から19mm厚の間にあるトレッドに限定される。代替として、トレッドは、12から18mmの間、13から18mmの間、または12から18mmの間の厚さを有していてもよい。特定の実施形態は、比較的薄いトレッドを有する牽引トラクタータイヤ、または代替として、比較的薄いトレッドを有する、単なるトラクタ操縦タイヤの何らかを含む。これらのトレッド測定は、トラックに使用されることによって摩耗する前に、すなわち、新品または未使用のトレッドとして測定される。そのようなトレッドはまた、リレッド工程の間にタイヤカーカスに置かれたもの、ならびにリトレッド工程の間にタイヤカーカスに結合されることになる新品のトレッドバンドを含む。